

寄附金等の受入れ等に関する規則

(平成 22 年 8 月 25 日平成 22 年規則第 118 号)

改正 平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規則第 122 号 平成 25 年 3 月 27 日平成 24 年規則第 75 号
平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 175 号 平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 75 号
平成 31 年 4 月 26 日平成 31 年規則第 103 号 令和 4 年 7 月 13 日令和 4 年規則第 145 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)が受け入れる寄附金又は遺贈(以下「寄附金等」と総称する。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れ基準)

第 2 条 機構は、寄附金等が国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成 14 年法律第 158 号)第 4 条に定める目的の達成に資すると認められる場合、その寄附金等を受入れることができる。

(寄附金等の受入れ制限)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する寄附金等は、受入れることができない。

- (1) 現金(小切手、郵便為替、振替払出証書及び支払通知書を含む。)、預金(郵便貯金及び金銭信託を含む。)及び物品以外のものによる寄附金等。ただし、理事長が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されている寄附金等
 - ア 寄附者、遺贈者(遺贈者の遺族を含む。以下「寄附者等」という。)又は寄附者等の関係者に、何らかの利益又は便宜を供与すること。
 - イ 寄附者等が寄附金等の経理について監査を行うこと。
 - ウ 寄附後に寄附者等が寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること。
 - エ 寄附された寄附金等を寄附者等に無償で譲渡又は使用させること。

(3) 寄附金等を受け入れることにより、機構の業務に支障が生じる寄附金等

(4) 寄附金等を受け入れることにより、財政に過度の負担が生じる寄附金等

(申込書の提出)

第 4 条 機構は、寄附金等の申込みがあったときは、寄附者等から寄附金申込書(別紙様式第 1 号)の提出を求めるものとする。ただし、遺贈の場合については、遺言証書の写しをもって寄附金申込書に代えることができる。

(受入れの決定等)

第 5 条 前条による寄附金等の申込みがあったときは、理事長は、当該寄附金等の受入れの可否を決定するものとする。

2 前項の受入れの可否を決定するときは、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)若しくはこれらに準じるものからの寄附金等ではないことに留意するものとする。

(指定口座通知書の送付等)

第6条 機構は、前条の規定により理事長が寄附金等を受入れると決定したときは、指定口座通知書(別紙様式第2号)を寄附者等に送付するものとする。

(特例)

第7条 国、独立行政法人又は地方公共団体等が機構に寄附する場合は、この規則の全部又は一部を適用しないことができる。

2 機構の職員等が科学研究費補助金等により実施する研究において、職員等が直接経費により購入した設備、備品又は図書を機構に寄附する場合は、科学研究費補助金等の交付者が定める取扱規程等によることとする。

(寄附金等の移し換え)

第8条 機構は次の各号のいずれかに該当するときは、寄附金等を移し換えることができる。

(1) 他の機関において寄附金等により研究等を行うことを指定された者が、機構への転入に伴い、機構に寄附金等の移し換えを希望し、当該他の機関が機構に寄附金等の申込みするとき。

(2) 用途が特定された寄附金等(前号により他の機関から移し換えた寄附金等を含む。)により、研究等を行う役職員が、他の機関等への転出に伴い、転出先に寄附金等の移し換えを希望する場合で理事長が認めたとき。

2 前項第2号の場合において、機構は転出先への寄附金等の申込みをもって、移し換えの手続きを行うこととする。

3 第1項第2号の場合において、当該役職員が寄附金等の移し換えを希望しないときは、寄附金等の用途について機構が定めることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、寄附金等の受入れ等に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

2 遺贈においては、機構は、遺言執行人に対し、指定口座等に関する事項について別途通知するものとする。

附 則

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日平成24年規則第122号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日平成24年規則第75号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日平成27年規則第175号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日平成31年規則第75号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 26 日平成 31 年規則第 103 号)
この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 7 月 13 日令和 4 年規則第 145 号)
この規則は、令和 4 年 7 月 13 日から施行する。

(別紙様式第 1 号)

寄附金申込書
寄附金申込書
[別紙参照]

(別紙様式第 2 号)

指定口座通知書
指定口座通知書
[別紙参照]